

## 大阪市医療的ケア児の支援に関する検討会議について

医療的ケア児とは？

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児

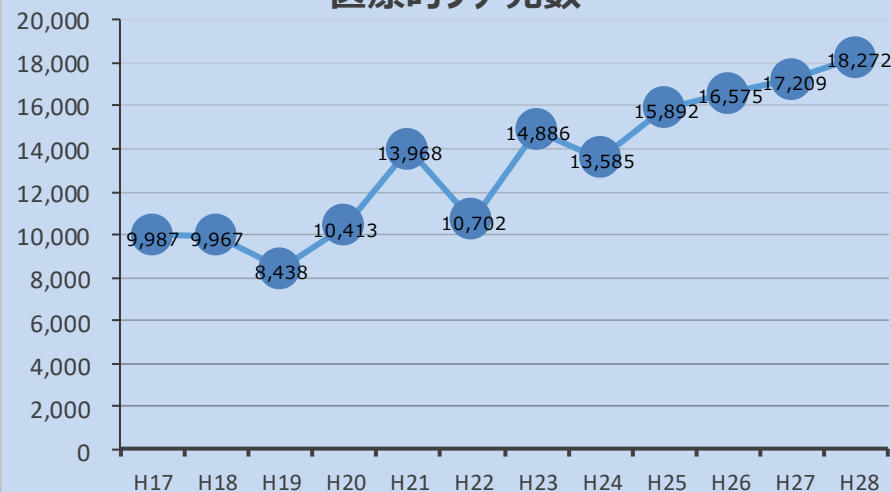


## 背景

- ◆医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加している。
- ◆このような医療的ケア児が在宅生活を継続していこうとする場合、その心身の状況に応じて、保健、医療及び障がい福祉だけでなく、保育、教育等における支援も重要。
- ◆当事者及びその保護者等が安心して必要な支援を受けるためには、関係行政機関や関係する事業所等が「利用者目線」で緊密に連携して対応することが求められている。



### 医療的ケア児数



平成29年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」報告

## ○児童福祉法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年6月3日公布・施行)

### 第56条の6第2項

2 地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## ○医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について (平成28年6月3日付け厚生労働省等通知)

### 7 関係機関等の連携に向けた施策

(1) 医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場が必要である。そのため、地域において協議の場を設置し、定期的を開催することを願う。

## 第1期大阪市障がい児福祉計画

### ◆ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、2018年（平成30）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。

大阪市では、これまで、医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修の実施や医療機関における医療的ケアに対応したショートステイ事業の実施等、医療的ケア児のサービス提供基盤の充実に努めているところであり、その取組の実績も踏まえながら、国の基本指針に基づき2018年（平成30）年度末までに関係機関等が意見交換や情報共有を図るための協議の場を設けることとします。

（第1期大阪市障がい児福祉計画 抜粋）

## 他都市の開催状況（政令市他）

都市名	設置年度	実施方法	都市名	設置年度	実施方法
大阪府	平成30年度	新規単独	浜松市	平成27年度	自立支援協議会の専門部会
札幌市	平成29年度	新規単独	名古屋市	平成31年度	新規単独を検討
仙台市	平成30年度	新規単独	京都市	平成30年度	検討中
さいたま市	平成30年度	自立支援協議会の専門部会	堺市	平成30年度	新規単独予定
千葉市	平成30年度	自立支援協議会の専門部会	神戸市	平成29年度	新規単独
横浜市	平成30年度	検討中	岡山市	平成30年度	未定
川崎市	平成30年度	新規単独	広島市	平成29年度	既存会議を活用
相模原市	平成27年度	既存会議を活用	北九州市	平成30年度	既存会議を活用
新潟市	平成30年度	既存会議の専門部会	福岡市	平成30年度	新規単独
静岡市	平成30年度	既存会議を活用	熊本市	平成28年度	新規単独

# 大阪市医療的ケア児の支援に関する検討会議について（3月29日開催予定）

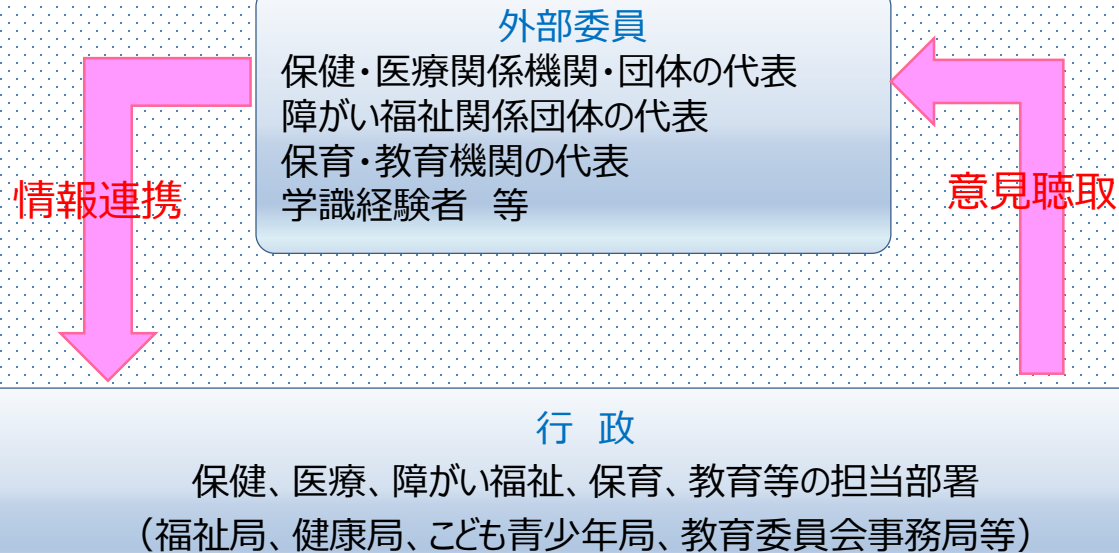
## 開催目的

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）とその家族を地域で支えるために、医療的ケア児の支援に関わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関と地域の課題や対応策について意見交換や情報共有を図ることを目的として、大阪市医療的ケア児の支援に関する検討会議を開催する。

## 協議事項

- ・ 大阪市における医療的ケア児の地域生活の支援に関すること
- ・ 大阪市における医療的ケア児の支援に係る関係機関の連携に関すること
- ・ その他医療的ケア児の支援に関して必要な事項に関すること

協議の場の  
イメージ



## 行政（関係部署）

福祉局	障がい者施策部障がい支援課
健康局	健康推進部健康施策課、保健所管理課
こども青少年局	子育て支援部管理課、保育施策部保育所運営課
教育委員会事務局	指導部インクルーシブ教育推進担当
区役所	区保健福祉センター

## 外部委員（関係機関・団体）

医療関係	一般社団法人 大阪府医師会 副会長 中尾 正俊
	一般社団法人 大阪小児科医会 理事 藤井 雅世
	一般社団法人 大阪府歯科医師会 理事 大東 美穂
	一般社団法人 大阪府薬剤師会 副会長 道明 雅代
	公益社団法人 大阪府看護協会 会長 高橋 弘枝
	一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会 絹川 美鈴
	特定非営利活動法人 大阪医療ソーシャルワーカー協会 上原 玲
障がい福祉関係	大阪発達総合療育センター 副センター長 船戸 正久
	淀川キリスト教病院 副院長 鍋谷 まこと
	大阪府重症心身障害児・者を支える会 副会長 長谷川 幸子
保育関係	一般社団法人 大阪市私立保育連盟 理事 小谷 啓二
教育関係	大阪市立今津小学校 校長 撫 俊男
学識経験者	元大阪体育大学健康福祉学部 教授 大谷 悟
	東大阪大学こども学部こども学科 准教授 潮谷 光人